

支笏湖でのひめますの採捕規制
(北海道漁業調整規則)

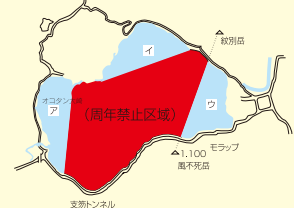
■釣りができる期間は、6月1日から8月31日まで3ヶ月です。
■釣りができる時間は、下の通りです。

6月	午前3:00～午後7:30
7月	午前3:30～午後7:30
8月	午前4:00～午後7:00

(夜間の釣りは禁止されています)

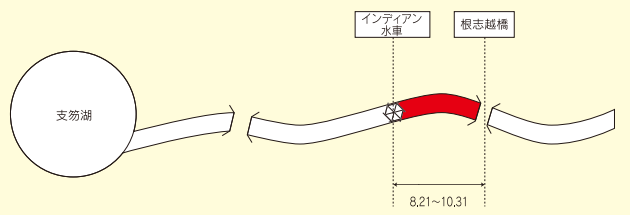
■釣りができる区域は、ア、イ、ウです。
■釣りを行う上での注意事項やボート利用の方法などのお問い合わせ先は次のとおりです。

●支笏湖ひめます釣魚対策協議会事務局
(千歳市観光スポーツ部観光事業課水産振興係)
〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地
TEL 0123-24-0381 FAX 0123-22-8854



千歳川での採捕規制(内水面委員会指示)

禁止区域	禁止期間	対象生物
根志越橋～さけ・ます捕獲施設(インディアン水車)間の千歳川本流	8月21日～10月31日	すべての魚類



クロマグロの資源管理にご協力をお願いします。
詳しくは13ページをご覧ください。

後志管内さくらます船釣りライセンス制の概要
(海区委員会指示)

4年3月1日～4年5月15日の期間は、ライセンス取得船に乗船しなければさくらますの船釣りはできません。

- 〈遵守事項〉
- 1) 同時に使用できる竿数は1人1本
 - 2) 釣獲尾数は1人1日10尾以内
 - 3) 釣獲したさくらますの販売等の制限
 - 4) 放流・廃棄の禁止
 - 5) 釣行時間は、日の出から日没まで
 - 6) 釣果の報告義務
 - 7) 訪船調査への協力
- ※令和3年度の内容を記載しています。
詳細は、石狩後志海区漁業調整委員会事務局までお問い合わせください。

尻別川支流目名川での採捕規制

禁止区域	禁止期間	対象生物	規制の種類
目名川本支流	1月1日～3月31日	やまべ	北海道漁業調整規則(資源保護水面)
	4月1日～5月31日		北海道漁業調整規則(やまべの禁止期間)
	6月1日～12月31日		北海道漁業調整規則(資源保護水面)

